

社会福祉法人博愛 仁万の里

身体拘束等の適正化のための指針

(身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方)

第1条 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが、身体的・精神的被害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束をしない支援の実施に努めるものとする。

(虐待防止・身体拘束適正化委員会の組織に関する事項)

第2条 当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は、委員長を施設長とし構成はサービス向上委員会（施設内組織）とする。
3. 委員会は、定期的に年1回以上、又は必要に応じて委員長が招集し少なくとも年6回以上開催する。
4. 委員会では次のような内容について協議するものとする。
 - (1) 「身体拘束等の適正化のための指針」、「身体拘束適正化要綱」及び「身体拘束に関する基準」の整備に関すること
 - (2) 身体拘束等の適正化のため職員研修の内容に関すること
 - (3) やむを得ず拘束をしなければならない事態が発生する場合、若しくは発生が予測される場合は、必要事項を定め期間内容等を決定し開始すること。
 - (4) 拘束期間であっても改善が見込まれた場合は拘束の解除に関すること。
 - (5) 身体拘束等の発生ごとに状況を記録し、報告すること。

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底する。

2. 研修は、年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず研修を実施。
3. 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

(事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方針策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとする。

この際、責任者が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

(身体拘束等発生時の対応に関する基本方針)

第5条 緊急やむを得ない場合の対応として、身体拘束を行う場合は次の全ての事項に当てはまる場合とする。

- (1) 切迫性 利用者本人若しくは他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い場合。
- (2) 非代替性 身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する看護、介護方法がない場合。
- (3) 一時性 身体拘束その他拘束が一時的である場合。

2 前項各号に全てあてはまり身体拘束を実施する場合には、理由・方法等について明確にし、「身体拘束適正化要綱」(様式1)により利用者・家族への説明確認の承認の署名捺印を徹しなければならないこととする。

3 前項により承認した場合は、「身体拘束適正化要綱」(様式2)により経過・再検討について、その経過記録を作成し実施した時点から5年間は保管することとする。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他身体拘束等の適正化の推進ために必要な基本方針)

第7条 事業所内で実施する身体拘束等の適正化のための職員研修のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質をより高めるよう常に研鑽を図る。

令和6年11月1日作成